

防火対象物に係る表示制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「防火対象物に係る表示制度の実施について」（平成25年10月31日付け消防予第418号消防庁次長通知）に基づき防火対象物の表示制度について必要な事項を定めるものとする。

(防火対象物に係る表示制度の対象とする防火対象物)

第2条 防火対象物に係る表示制度の対象とする防火対象物（以下「表示対象物」という。）は、ホテル・旅館等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（5）項イ及び同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

(表示対象物の表示基準)

第3条 表示対象物の表示基準（以下「表示基準」という。）は、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 この要綱に係る申請は、次表に掲げる申請区分に応じた申請書様式に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第12条に基づく定期調査報告書の写しを添付し、消防署長（以下「署長」という。）に2部提出するものとする。

申請区分	申請書様式
表示対象物に係る申請	別記様式第1号
防火対象物に係る表示制度の対象とならないホテル・旅館等（以下「表示対象外施設」という。）に係る申請	別記様式第7号

(表示マーク交付（更新）申請書の受理)

第5条 署長は、表示対象物の関係者（法第2条第4項に規定する関係者をいう。以下同じ。）から別記様式第1号に定める表示マーク交付（更新）申請書（以下「申請書」という。）により申請を受けたときは、受付欄に受付印を押印し、文書件名簿、別記様式第2号に定める表示マーク等交付申請受付処理簿（以下「表示受付処理簿」という。）及び査察台帳に必要事項を記載するものとする。

- 2 署長は、申請書を収受した後、申請事項及び添付書類を確認し、書類上の不備を認めるときは申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請書の訂正をさせるものとする。
- 3 署長は、建基法第12条に基づく定期報告の対象とならない表示対象物についても、建築士等有資格者により、表示基準に関わる部分（建築構造等・避難施設等）の審査（建基法第12条に基づく定期調査に準じた審査）を行い、その結果を申請書に添付するものとする。

（申請書の審査）

第6条 署長は、前条により申請書を受理した表示対象物が表示基準に適合しているかについて審査し、必要に応じて立入検査を行うものとする。

- 2 前項の審査においては、建基法第12条に定める定期調査報告の制度を活用するものとする。
- 3 前2項による審査の結果、表示基準に適合していると認めるときは、申請書の経過欄に適合年月日を記載し、適合していないと認めるときは、不適合年月日を記載して、1部を申請者に返付するものとする。

（表示マークの種類）

第7条 表示マークの種類は、「表示マーク（銀）」及び「表示マーク（金）」とし、各様式は別図のとおりとする。

（表示マークの交付）

第8条 署長は、第6条により表示基準に適合していると認めた場合、当該表示対象物を表示基準適合防火対象物として、申請者に対して別記様式第3号に定める表示基準適合通知書により通知するとともに、別図に定める「表示マーク（銀）」を交付する。ただし、表示マーク（銀）を継続する場合は、表示基準に適合している旨の通知のみを行うものとする。

- 2 署長は、第6条により表示基準に適合していないと認めた場合、当該表示対象物の申請者に対して、表示基準不適合防火対象物として、別記様式第4号に定める表示基準不適合通知書により通知するものとする。
- 3 表示基準に適合又は不適合の結果については、表示受付処理簿及び査察台帳に必要事項を記載するものとする。
- 4 署長は、表示基準適合防火対象物について、次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、申請者に対して第1項により通知するとともに、別図に定める「表示マーク

(金)」を交付する。ただし、表示マーク(金)を継続する場合は、表示基準に適合している旨の通知のみを行うものとする。

(1) 表示マーク(銀)が3年間継続して交付されており、かつ表示基準に適合していると認められる場合

(2) 表示マーク(金)が交付されており、交付日から3年が経過する前に交付(更新)され、表示基準に適合していると認められる場合

5 署長は、第1項又は第4項により表示基準適合通知書を交付したときは、当該表示基準適合通知書の写しを添えて消防局長(以下「局長」という。)に報告するものとする。

6 署長は、第1項又は第4項により表示マークの交付を行った場合、別記様式第5号に定める表示マーク受領書を申請者から受理するものとする。

(表示マークの掲出)

第9条 前条の規定により、表示マークの交付を受けた申請者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

2 ホームページ等における表示マークの使用方法等については、「ホームページ等における表示マークの使用方法等について」(平成26年3月7日付け消防予第61号消防庁予防課長通知)によるものとする。

(表示マークの有効期間)

第10条 表示マークの有効期間は、交付日から「表示マーク(銀)」は1年間、「表示マーク(金)」は3年間とする。

2 表示マークの有効期間については、最初に交付を行った日を基準日とし、表示マークを変更した場合も、表示マークに記載する交付年月日は、変更しないものとする。

3 表示マーク(銀)から表示マーク(金)に変更となる場合であっても、交付する表示マーク(金)に掲載する交付年月日は、最初に表示マーク(銀)の交付を行った日とし、表示マークを継続する場合の有効期間は、継続前の表示マークの有効期間終了後を起点とする。

(表示マークの返還)

第11条 表示基準適合防火対象物の関係者が更新に係る申請を行わず、表示マークの有効期間が満了した場合、署長は表示基準適合防火対象物の関係者に対し、貸与していた表示マークの返還及びホームページ等での使用の中止を求めるものとする。

2 署長は、表示マークの有効期間中にある表示基準適合防火対象物が次の各号のいずれかに該当するときは、表示基準適合防火対象物の関係者に対し、貸与していた表示マークの返還及びホームページ等での使用の中止を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により表示マークの交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 表示対象物に該当しなくなったことを確認したとき。
- (3) 事業を廃止又は休止したことを確認したとき。
- (4) 表示基準に適合しないことが立入検査等により判明したとき。
- (5) 表示基準適合防火対象物において火災が発生したとき（出火原因及び出火時の対応について、関係者の責に帰すべき事由のないものを除く。）。ただし、出火原因及び出火時の対応について、関係者の責に帰すべき事由のないことが判明するまでの間、関係者に表示マークの掲出及びホームページ等への表示マークの使用を留保させるものとする。
- (6) ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用したことを確認したとき。
- (7) その他署長が必要と認めたとき。

3 署長は、前2項に係る表示マークの返還は別記様式第6号に定める表示マーク返還請求書により求めるものとする。

4 署長は、前項により表示マークの返還を求めたときは、表示マーク返還請求書の写しを添えて速やかに局長に報告するものとする。

5 署長は、第1項又は第2項により、表示マークの返還を受けた場合は、別記様式第6号の2に定める返還表示マーク受領書を関係者に交付するとともに、表示受付処理簿及び査察台帳に必要事項を記載するものとする。

（表示マークの再交付）

第12条 前条の規定により表示マークを返還させた表示基準適合防火対象物について、当該関係者から表示マークの交付について再申請され、当該申請において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種類に関係なく表示マーク（銀）を再交付するものとする。

2 前項による表示基準の適合判定を行うときは、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保すること。

（ホームページへの掲載）

第13条 局長は、第8条第5項に基づく報告を受けたときは、表示基準適合通知書が交付された表示基準適合防火対象物の名称、所在地、表示マーク交付年月日及び表示マークの種類（以下「名称等」という。）について福山地区消防組合のホームページに掲載するものとする。

2 局長は、第11条第4項の規定により報告を受けたときは、表示マークの返還事由が生じた表示基準適合防火対象物の名称等を福山地区消防組合のホームページから削除するものとする。

（表示対象外施設申請書の処理）

第14条 第5条及び第6条の規定は、別記様式第7号に定める表示対象外施設申請書（以下「対象外申請書」という。）の処理について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「表示対象物」とあるのは「表示対象外施設」と、第5条第1項中「別記様式第1号に定める申請書」とあるのは「別記様式第7号に定める対象外申請書」と読み替えるものとする。

2 署長は、前項の申請に係る表示対象外施設が第3条に定める表示基準に適合していると認めた場合、対象外申請書の経過欄に適合年月日を記載して、1部を申請者に返付するとともに、当該表示対象外施設の申請者に対して別記様式第8号に定める表示対象外施設通知書を交付するものとする。

3 署長は、前項の表示対象外施設通知書の写しを局長に報告するものとする。

4 署長は、第1項の申請に係る表示制度対象外施設が第3条に定める表示対象物の表示基準に適合していないと認めた場合、対象外申請書の経過欄に不適合年月日を記載して、1部を申請者に返付するものとする。

（申請書類等の編冊）

第15条 申請書、対象外申請書、添付書類及び表示マーク受領書は、表示受付処理簿に編冊するものとする。

（委任）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（令和元年）7月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）2月 1日から施行する。